

生企甲達第56号  
備甲達第54号  
平成19年7月9日

部 課 署 長 殿

|   |               |    |    |     |    |
|---|---------------|----|----|-----|----|
| 主 | 00            | 01 | 10 | 150 | 長期 |
| 他 | H19.12.31まで保存 |    |    |     |    |

石川県警察本部長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律等の運用について（通達）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第106号。以下「改正法」という。）及びその関係法令の施行に伴い新たに公安委員会の取扱う事務が生じたので、これを適正に処理するため、石川県公安委員会事務専決規程（昭和39年石川県公安委員会規程第1号。以下「規程」という。）及び石川県警察における事務の専決に関する訓令（昭和39年石川県警察本部訓令第2号。以下「訓令」という。）を改正し、下記のとおり運用することとしたから、誤りのないようされたい。

なお、以下本通達において、改正法による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）を「法」と、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第44号。以下「改正令」という。）による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）を「令」と、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第5号）を「規則」という。

#### 記

##### 1 法改正により新たに生じた公安委員会の事務

- (1) 法第56条の27第1項の規定による運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付
- (2) 法第56条の27第2項の規定による運搬の日時、経路等の指示
- (3) 法第56条の27第3項の規定による運搬証明書への指示内容の記載
- (4) 法第56条の30の規定による報告の徴収
- (5) 法第56条の31の規定による立入検査の実施
- (6) 令第21条の規定による運搬証明書の記載事項の変更届出の受理及び運搬証明書の書換え
- (7) 令第22条の規定による運搬証明書の再交付申請の受理及び運搬証明書の再交付
- (8) 令第23条の規定による運搬証明書の返納の受理

(9) 令第24条の規定による他の公安委員会に対する指示内容の通知及び必要な連絡

## 2 規程及び訓令の改正要点

法及び令の改正並びに規則の制定により生じた公安委員会の事務については、警察本部長の専決事項とし、更にその事務を生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）に専決させることとした。なお、生物化学テロの防止のための特定病原体等の防護に関する事務は、警備部警備課で行うこととなる。

## 3 運用の基本

### (1)関係機関との連絡体制の保持等

石川県健康福祉部健康推進課、石川県保健環境センター、消防機関等の関係機関と常に緊密な連携を保持し、相互の協力態勢を確立するものとする。

### (2)事件事故の適切な処理

運搬届出の義務が生ずる病原体等（以下「届出対象病原体等」という。）の運搬中に係る事故、盗難、所在不明、及び保有施設の火災等の事件事故が発生した場合は、届出対象病原体等の危険性の確認を第一として行い、かつ社会的影響を考慮し迅速、適正に処理するものとする。

### (3)教養の徹底

届出対象病原体等に関する事務は、専門的かつ技術的な分野であり、関係法令及び基礎知識の教養を徹底するものとする。

## 4 運用上の留意事項

### (1)運搬届出書の受理

生活安全企画課長は、届出対象病原体等運搬届出書若しくは届出対象病原体等運搬証明書書換え申請書（以下「届出書等」という。）を受理した場合は、次の点に留意しなければならない。

ア 届出書等の受理に先立ち、運搬中における届出対象病原体等の盗取、所在不明その他の事故の発生の防止のための措置について、当該運搬の経路となる区域を管轄する他の都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）との緊密な連絡の下に、当該運搬について責任を有する者（以下「運搬責任者」という。）と十分な事前協議を行うこと。

イ 運搬責任者自身が届出を行うよう指導するとともに、届出書等の記載内容についてよく確認すること。また、運搬の日時、経路等について支障があることがあらかじめ判明している場合には、届出内容を変更するように指導を行うこと。

ウ 届出期限を経過した届出は受理しないこと。ただし、真にやむを得ない理由があると認めるときは、理由書を提出させて受理することができる。

エ 船舶又は航空機による運搬と陸上の運搬とが連続して行われる場合には、陸上運搬の部分について届出が必要であるので注意すること。また、この場合には、貨物の積替え、一時保管に際して安全確保措置に間隙が生ずるなどのこと

がないよう、必要に応じて関係機関等と連絡を取りつつ所要の指示又は指導を行うこと。

オ 届出書等を受理したときは、その写しを警備部警備課その他関係部門に回付して意見を聴くとともに、高速道路交通警察隊長、運搬経路を管轄する警察署長（以下「警察署長等」という。）にセキュリティ機能が確保された通信手段等により速やかに通知しなければならない。なお、他の公安委員会から通知を受けたときも同様とする。

カ 運搬が2以上の都道府県にわたることとなる場合には、その運搬の経路地を管轄する公安委員会に対して通知と併せて届出書等の写しをファックス等（セキュリティ機能が確保されたものに限る。）により速やかに送付すること。

## (2)警察署長等の措置

前記通知を受けた警察署長等は、次の事項を調査し、運搬に支障があるときは、その内容を生活安全企画課長に速報すること。

ア 集会、デモ、警衛、警護等の警備事象

イ 風水、雪害、地震等の災害警備事象

ウ 祭礼等の雑踏警備事象

エ 道路工事等による道路の混雑及び渋滞状況

オ 通行制限の区間及び期間

カ 輸送物の積卸し、一時保管、休憩等のための駐車場所の適否

キ その他参考事項

## (3)届出対象病原体等運搬証明書

ア 届出対象病原体等運搬証明書（以下「運搬証明書という。」）の交付に当たっては、指示の内容その他の運搬に当たっての留意事項について運搬責任者に十分に説明するとともに、運搬証明書の内容を運搬従事者に周知徹底するよう指導すること。

イ 運搬開始前に指示の変更又は追加を行う必要が生じたときは、既に交付した運搬証明書をいったん返却させ、新たに運搬証明書を交付すること。この場合において、運搬開始までの期間がわずかであり、運搬証明書を返却させることが不可能なときは、電話等により運搬責任者にその内容を指示すること。

ウ 記載事項変更に係る届出書等を受理したときは、その内容を精査し、軽易な変更であれば公安委員会印により当該運搬証明書を訂正するものとする。ただし、運搬物、出発地、到着地の変更等、届出内容の同一性を失うと認められる場合は、新たな届出を行わせること。

エ 運搬中に運搬証明書の記載事項に変更を生じたときは、電話等により当該変更内容に係る指示を行うまでの間、近隣の警察機関等の適当な場所に当該運搬車両を待機させるとともに、必要に応じて警備措置をとること。ただし、届出対象病原体等の盗取、所在不明その他の事故の発生を防止する観点から運搬の

継続に支障がないことが明らかな場合は、電話等により所要の指示を行った上で、当該運搬を継続させることは可能であるので留意すること。この場合において、届出対象病原体等が現に在る場所を管轄する公安委員会（以下「管轄地公安委員会」という。）と運搬の経路地を管轄する公安委員会（以下「関係公安委員会」という。）とが異なるときは、指示内容を相互に調整の上、関係公安委員会は、管轄地公安委員会を経由して運搬従事者に指示の内容を伝達すること。

オ 運搬証明書の交付は、原則として運搬の前日までに行うこととするが、運搬責任者が指示の内容を履行するために必要な期間を考慮すること。

カ 指示事項等の運搬証明書の記載内容を確実に認識させる必要があるので、当該運搬証明書に記載された運行責任者に必ず運搬証明書を携帯させること。

キ 届出対象病原体等運搬証明書再交付申請書を受理したときは、その原因を詳細に聴取し、既提出運搬届書等の内容を確認し、再交付しなければならない。その理由が汚損である場合は、当該運搬証明書を返納させること。

#### (4) 指示

ア 指示を行うに当たっては、運搬届出書に記載された運搬計画、気象、道路状況、運搬する病原体等の危険性（一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等の別）、運搬の距離その他の関連する情勢を考慮し、関係部門、機関と緊密に連絡を取り、かつ、警察署長等の速報等を総合的に判断して、その適正を期すこと。

イ 日時及び経路は、運搬の安全確保を図るために最も基本的な事項であるので、道路状況又は地域事情等から届出対象病原体等の盗取、所在不明その他の事故の発生のおそれがある場合には、日時又は経路の変更を行うよう指示すること。

ウ 運搬手段は、原則として車両によるものとし、徒歩により運搬する場合等届出対象病原体等の盗取、所在不明その他の事故の発生のおそれがある場合には、運搬手段を変更するよう指示すること。なお、複数の運搬手段を利用する場合には、積卸しの際の留意事項について 指示すること。

エ 届出対象病原体等の運搬途中での積卸し又は一時保管は、原則としてこれを認めないこととするが、やむを得ない事情がある場合には、可能な限り、法第56条の24に規定する基準を満たす施設において行うよう指示すること。これによることができない場合には、関係者以外の者の接近が容易でない場所を選定するとともに、原則として見張人を配置するよう指示すること。

オ 道路上での駐車は、原則として認めるべきではないが、緊急やむを得ない場合に道路上で駐車するときは、道路幅員が広く、追突等の危険性がない場所や近くに住宅がない場所を選ぶよう、また、駐車時の追突等の防止のため停止表示器材を後方に置くよう指示すること。特に、長時間の駐車は、関係者以外の者が接近する可能性の低い場所を選定するよう指示すること。

- カ 車列を編成して走行する場合は、適切な車間距離を保つよう指示すること。
- キ 届出対象病原体等を運搬する場合には、原則としてその取扱いに関し知識及び経験を有する者を同行させるよう指示すること。
- ク 盗難等の事故や不審車両による追跡等の特異事案が発生した場合、運搬中に運搬証明書の記載事項に変更が生じた場合その他急を要する場合には、直ちに管轄地公安委員会に連絡するなどし、その指示に従うよう指示すること。
- ケ 一種病原体等を運搬する場合や、治安情勢により特に必要があると認められる場合には、伴走車を配置するよう指示すること。
- コ 運搬が長距離にわたる場合等必要があると認められる場合には、携帯電話を携帯するなど現場における連絡手段を確保するよう指示すること。

#### (5) 公安委員会相互の協力

- ア 運搬が2以上の都道府県にわたることとなる場合には、関係公安委員会相互の運搬届出書、運搬証明書等の送受は、原則として書留速達で行うこと。
- イ 運搬が2以上の都道府県にわたることとなる場合には、指示を行うに当たって、関係公安委員会相互で十分な連絡調整を行い、全体として当該運搬に係る指示内容の整合性が保たれるようにすること。

#### (6) 報告徴収

特定病原体所持者等に対する報告徴収は、届出対象病原体等の過去の運搬実施状況、改善事項、運搬従事者に対する安全教育及び事故の発生状況等について、原則として書面を提出させて行うこと。

#### (7) 管理者対策の徹底及び事故届等の受理

テロに用いられるおそれのある生物剤を取り扱う事業者、研究所等に対する管理者対策については、従来から「生物剤又は化学物質を取り扱う事業者、研究所等に対する管理者対策の徹底について」(平成13年11月19日付け警察庁丁生環発第239号等)等により関係部門で緊密に連携して実施しているところであるが、特定病原体等を保有する事業者等については、改めて管理者対策を徹底するとともに、事故等緊急時の連絡窓口について確認を行い、緊急時には、110番通報等も含め迅速な方法で届出を行うよう指導すること。

事故届は、運搬中におけるものであれば生活安全部生活安全企画課で、それ以外は警備部警備課で受理するとともに、届出を受けたときは、関係部門間で迅速な連絡に努めること。

#### (8) 漏出事故発生時の措置

届出対象病原体等の漏出又はそのおそれのある事故が発生した場合には、警察庁に即報するとともに、事故の状況把握に努め、関係各部門が連携し、運搬従事者等と協力して立入禁止措置、交通規制等の必要な措置を講ずること。また、必要に応じて、地方衛生研究所等の専門知識を有する関係機関の協力を求め、負傷者の救護に当たっては、防護服を着装するなど、感染による受傷事故防止に留意すること。

なお、事故発生時の応急措置について警察職員に所要の教養訓練を実施すること。

(10)警察職員による立入検査

ア 病原体等保有施設に立ち入り、帳簿、書類等について検査するほか、運搬に係る安全対策の実施状況等について関係者に質問すること。

イ 検査結果は、書面により生活安全企画課長に報告すること。

ウ 立入検査は、犯罪捜査のために認められたものではなく、指示制度の運用に必要な限度で行うものであるため、濫用にわたることのないよう配慮すること。

(11)警備措置

届出対象病原体等の盗取、所在不明その他の事故の発生防止のため特に必要があると認められるときは、必要に応じて所要の警備措置をとること。